

## 選挙管理委員会への公民権回復手続きの誤りについて

令和6年10月25日  
京丹後市役所

10月23日、公職選挙法の規定により公民権回復の通知を選挙管理委員会へ通知を行うべきところ、市の事務処理手続きの誤りにより、選挙管理委員会への通知ができておらず、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券が送付されていなかった事案が判明しました。(公民権回復に関する通知は、別途本人へ関係機関からなされております)

該当者には大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、市としては、今後の再発防止に努めてまいります。

## 1. 経緯

令和6年10月23日(水)午後、市内在住の住民が衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所へ投票所入場券を持たずに来られ、選挙人名簿を確認したところ、投票不可と表示されたことから、確認を行った結果、公民権回復の通知を、当該選挙管理委員会へ行っていなかったことが判明しました。

その後、改めて調査を行ったところ、他にも2件について選挙管理委員会へ公民権回復の通知を行っていなかったことが判明したものです。

## 2. 対象者

3名(市内在住者:2名、京都府内の市外在住者:1名)

## 3. 対応

市内在住の2名の方については、それぞれ発覚・確認後、速やかに今回の衆議院議員総選挙等に投票いただけるよう手続きを行い、24日(木)に関係職員が出向き直接謝罪を行いました。

市外在住の方については、24日(木)に当該選挙管理委員会へ公民権回復の通知を直接持参し謝罪するとともに、同日中に当該選挙管理委員会より入場券をお届けいただきました。

## 4. 再発防止

改めて適正な事務処理を徹底するとともに、公民権に関わる事務について複数人でのチェックを行えるよう事務処理の見直しを図ります。

## 5. 市長コメント

「市の事務処理手続きの誤りにより、公民権行使に支障をきたすような事態を招いたことにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。今回のような事態は決してあってはならないことであり、速やかに再発防止対策を講じ、職員への指導を徹底してまいります。」

【問い合わせ先】京丹後市役所 市民環境部 市民課  
担当 志水・堀 (0772-69-0210)